

# 令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館30周年記念誌、文集編集業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の趣旨

琵琶湖博物館は「湖と人間」がよりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成8年に開館し、令和8年10月に開館30周年を迎えるところである。

30年間の博物館活動とその成果をまとめた記念誌および文集を制作し、当館の使命や役割、存在意義を再認識するとともに、後世に伝える。

なお、業務は、専門的な知識や豊富な実践経験を持つ民間事業者に委託することとし、実施要領に基づき、業務の契約予定者を決定するものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 委託業務の名称

令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館30周年記念誌、文集編集業務

### (2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)9月30日まで

## 3. 予定価格

370,000円(消費税および地方消費税を含む)

## 4. 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

大分類: 役務 中分類: デザイン 小分類: 印刷物の企画編集

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

## 5. 企画提案書等の作成および提出

### (1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し提出すること。提案は、1者につき1案とする。

提案者は、当館のコンセプトや博物館の価値、観るだけではない博物館の魅力を十分に理解し企画すること。

① 令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館30周年記念誌、文集編集業務プロポーザル参加申請書(様式1) 1部

※ 記名、押印すること

- ② 企画提案書 10 部
- ・原則として A4 サイズとする。様式は問わない。10 ページ以内とする。
  - ・令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館 30 周年記念誌、文集編集業務仕様書」の 4. 業務内容は、記念誌と文集ごとに下記項目をわかりやすく示すこと。
    - － 仕様（印刷用紙の種類、斤量を記載すること。）
    - － 表紙・背表紙・裏表紙デザイン（タイトルロゴおよびイラスト等を配置したそれぞれのレイアウト案と全体コンセプトを示すこと。）
    - － 目次・見出し・本文（寄稿）ページ・資料ページ・写真ページ等のデザイン（レイアウト案を示すこと。）
    - － 作業スケジュール
  - ・業務実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、その配置や業務内容を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記すること。

- ③経費見積書 10 部

様式は任意とする。

金額は消費税込みとし、消費税額を明記すること。

- ⑥ 社会的推進政策に関する書類 1 部

7. 審査の（3）審査基準の 8. 社会的政策推進に該当する場合は、証明する書面（写し可）を提出すること。

- (2) 提出期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）17 時まで

- (3) 提出方法

持参（土、日を除く 9 時から 17 時まで）または郵送（書留郵便に限る）すること。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- (4) 提出先

〒525-0001 草津市下物町 1091 滋賀県立琵琶湖博物館 企画・広報営業課 担当：上坂  
TEL：077-568-4811 FAX：077-568-4850  
e-mail：de52pr@pref.shiga.lg.jp

## 6. 質問および回答について

- (1) 質問受付期限

令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで

- (2) 質問方法

電子メールまたは FAX により（任意様式）提出すること。質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。あて先は、5.（4）に同じ。

電話または口頭による質問は受け付けない。

- (3) 回答方法

令和 8 年 5 月 25 日（月）17 時を目途に、質問票の提出があった者へ電子メールにて回答するとともに、琵琶湖博物館ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.biwahaku.jp/news/>にて回答する。

## 7. 審査

- (1) 審査概要

滋賀県立琵琶湖博物館が設置する審査会において、提出された企画提案書により審査を行う。

(2) 審査会

当館および関係課の6名の委員をもって設置する。

(3) 審査基準

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	着 眼 点	評価点
1. コンセプト	琵琶湖博物館の理念やコンセプトを理解し、記念誌および文集のデザインレイアウトに反映しているか。	20 点
2. 記念誌の表紙・背表紙・裏表紙デザイン	「一人ひとりにとって大切な場所として、皆様と一緒に成長してきた琵琶湖博物館」というイメージが伝わるような工夫があるか。	10 点
3. 記念誌の目次・見出し・本文ページ・資料ページ等レイアウト	見やすさや読みやすさを意識したデザインレイアウトとなっているか。	10 点
4. 文集の表紙・背表紙・裏表紙デザイン	「一人ひとりにとって大切な場所として、皆様と一緒に成長してきた琵琶湖博物館」というイメージが伝わるような工夫があるか。	10 点
5. 文集の目次・見出し・本文(寄稿)ページ・写真ページ等レイアウト	見やすさや読みやすさを意識したデザインレイアウトとなっているか。	10 点
6. 実施体制および作業スケジュール	・スタッフの役割分担が明確化されているとともに、スタッフの人員配置や実績が適正かつ信頼できるものとなっているか。	10 点
	・適切な作業スケジュールが組まれているか。	10 点
7. 経済性	見積価格は適正であるか。 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	10 点
8. 社会的政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1 点
	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業	1 点

	主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。 (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
9. その他	県内に本店を有する事業者か。	4点
合計		100点

## 8. 契約予定者の決定方法

- (1) 当館が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書の内容をもとに審査し、予定価格の制限の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として1者選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。
- (2) 審査結果は、参加者全員に書面または電子メールにより通知する。
- (3) 受託者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、または年度当初に提出した計画どおりに業務を遂行できないと認められた場合は、契約を解除することとし、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

## 9. 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類が揃っていなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容を実施できない項目が含まれていることが判明した場合

## 10. 支払条件

精算払とする。

## 11. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。

- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。